

2040 年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会 開催要綱

1. 目的

現在、2040 年に向けた医療需要を踏まえた地域医療構想の検討が進められているが、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や生産年齢人口の減少を見据えた医療提供体制の構築にあたっては、地域医療の支え手である看護職員の需給の状況を見通しつつ、看護職員の資質を高めるとともに、各地域において養成・確保策について検討が進められることが重要である。

このため、現下の看護職員の需給の状況や地域・領域別偏在、勤務環境、看護師等学校養成所の定員充足状況なども踏まえ、新たな地域医療構想の策定に合わせ、今後の看護職員に求められる資質を議論し、国や都道府県等が看護職員の養成・確保への対応のために講ずることが考えられる施策のメニューを速やかに整理していくとともに、2040 年に向けた看護職員の養成・確保の在り方について、検討を進める必要がある。

その際、新たな地域医療構想の策定作業及び 2040 年に向けた看護職員の養成・確保の検討に資するよう、これまで 8 回にわたり策定してきた看護職員の需給見通しの在り方について、推計方法の精緻化や、新たな地域医療構想における医療需要の反映、現在進められている働き方改革の影響、DX の導入等による業務効率化等を踏まえた検討を行う必要がある。

2. 検討事項

- (1) 今後の看護職員に求められる資質について
- (2) 2040 年に向けた看護職員の養成・確保への対応について
- (3) 2040 年に向けた看護職員の需給見通しについて

3. 構成員

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (4) 団体を代表して参加している構成員が、やむを得ず欠席し、代理出席を希望する場合には、事前に医政局看護課を通じて座長の了解を得た上で当日の会合において承諾を得ることにより、参考人として参加することができる。

4. 運営

- (1) 医政局長が検討会を開催し、検討会の庶務は、医政局看護課において処理する。
- (2) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利利益を害する恐れ等がある場合は、構成員の申し合わせにより非公開とすることができる。

- (3) 資料及び議事録については、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、ホームページにおいて公開する。なお、非公開とする申し合わせを行った場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、座長が定めることとする。

第1回 2040年に向けた看護職員の 養成・確保の在り方に関する検討会	資料2
令和8年4月10日	

今後の検討スケジュールについて

今後の検討スケジュール（案）

○2026 年春頃～秋頃

- 看護職員養成・確保対策等
- 供給推計の議論
- 需要推計方法、推計ツールの議論
- 必要に応じ、需要推計のシナリオ分けの議論

○2026 年冬頃

- 看護職員養成・確保対策等
- 取りまとめに向けた議論

第1回 2040年に向けた看護職員の 養成・確保の在り方に関する検討会	資料4
令和8年4月10日	

看護職員の養成・確保策に関する論点（案）

○ 看護職員の養成の在り方について

- 看護の実践能力を更に高めるための養成課程・研修の在り方
- 少子化の進展に対応した看護師等学校養成所の運営
- 医療業界外の社会人経験者のリスクリング支援

○ 地域の看護職員の確保策について

- 地域の看護職員の確保、地域偏在への対応
- 領域偏在への対応（訪問看護等）
- 求人・求職間のミスマッチの改善（復職研修の強化等）
- ハローワークと一体となった迅速な就職支援

○ 看護職員の勤務環境改善について

- 看護管理者の管理能力向上
- 多様で柔軟な働き方に対応した雇用管理（育児・介護との両立支援、夜勤の在り方含む）
- ICT機器の活用による業務効率化の促進
- カスタマーハラスメントなど、ハラスメント対策の強化